

団体総合生活補償保険(自転車搭乗中等のみ補償特約セットプラン)

ファミリー自転車保険のご案内

団体保険プラン

団体割引が適用され、個人で加入されるより割安な保険料で加入いただけます。

■申込締切日 2020年2月28日(金) ※中途加入は随時受付

いざという時頼れる保険

通勤・通学中など、
自転車事故における
リスクをしっかり補償!

保険料は **年間3,900円**
家族全員補償!

傷害通院保険金

1日目から日額**2,500円**

ご自身がケガをした場合も補償!

事故の相手に対する賠償責任を

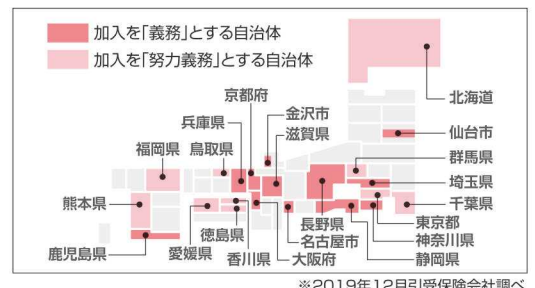
しかも! **最大1億円まで補償**

保険会社による示談交渉サービス付きなので安心!



「被害者の保護」と「加害者の経済的負担軽減」のために

自転車保険の加入を義務づける自治体が増えていきます!



※日常生活賠償補償については、事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。
この保険は「株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス」を保険契約者、グループ企業の従業員を加入者とし、加入者およびその家族(注)からお選びいただいた方を被保険者(補償の対象となる方)本人とする団体総合生活補償保険(自転車搭乗中等のみ補償特約セット)の団体契約です。
(注)家族とは、加入者の配偶者、子供、両親および兄弟姉妹をいいます。

自転車に
安心して
乗れる!

ファミリー自転車保険 団体総合生活補償保険

(自転車搭乗中等のみ補償特約セットプラン)

保険料は
3,900円
(1年間)

団体割引20%適用

保険金額(ご契約金額)は
家族全員同じです。

(補償の対象となる方)
被保険者の範囲
〔家族型〕

ご本人・ご本人の配偶者・本人または配偶者の同居の親族(※)および別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子
※6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。日常生活賠償補償については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に關する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者としてします。

こんな“アクシデント”を補償します。※詳細はパンフレット(各種保険プランのご案内)「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

傷害補償(国内外で補償)

自転車に乗っているときの事故によりケガをした場合や、道路歩行中に自転車と衝突接触によりケガをした場合などに、次の保険金をお支払いします。

- 傷害死亡保険金** 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、そのケガがもとで亡くなった場合に傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
- 傷害後遺障害保険金** 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、そのケガがもとで約款所定の後遺障害が発生した場合に、その後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4~100%をお支払いします。
- 傷害入院保険金** 事故の発生の日からその日を含めて保険金支払対象期間(180日)内のそのケガの治療による入院日数1日につき、傷害入院保険金日額を180日を限度としてお支払いします。(免責期間0日)
- 傷害手術保険金** ケガの治療のため事故の発生の日からその日を含めて保険金支払対象期間(180日)内に約款所定の手術を受けたときにお支払いします。
- 傷害通院保険金** 事故の発生の日からその日を含めて保険金支払対象期間(180日)内のそのケガの治療による通院(往診・オンライン診療を含みます)日数1日につき、傷害通院保険金日額を90日を限度としてお支払いします。(免責期間0日)

日常生活賠償補償(国内外で補償)

日常生活において誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、電車等の運行不能(国内のみ)によって法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。なお、保険金額の決定には事前に保険会社の承認が必要となります。※免責金額0円。

保険料引去日 2020年6月の給与より天引きされます(一時払)

※退職者の方は、5月27日(水)に口座振替となります。

保険期間(ご契約期間) 2020年4月1日午後4時から1年間

近年相次ぐ自転車による高額賠償事故にも対応できるよう、十分な保険金額となっています。

判決認額*	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかかり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進み、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成15(2003)年9月30日判決)

(※)判決認額は、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。出典:日本損害保険協会ホームページより(上記判決後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。)

保険金額(ご契約金額)・保険料

記載の保険料は被保険者(本人)が1,000名以上5,000名未満(団体割引20%適用)にて試算しております。ご契約開始の際、被保険者(本人)の総数が1,000名未満または5,000名以上になった場合は、保険料を変更させていただきます。

補償内容/募集の型	保険金額(Z型)
傷害死亡・後遺障害保険金額	114万円
傷害入院保険金日額	4,000円
傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍
傷害通院保険金日額	2,500円
日常生活賠償保険金額	1億円
一時払保険料	3,900円

※前契約と補償内容等が変更となっておりますので、ご注意ください。

加入申込票 請求用紙

●右記いずれかの方法で
ご請求ください。 ① FAXでご請求 ② 郵送でご請求 ③ TELでご請求

① FAXでご請求の場合
(下記用紙にご記入のうえ、送信してください。)

FAX 0587-24-8240

② 郵送でご請求の場合
(下記用紙にご記入のうえ、郵送してください。)

【宛先】〒492-8686 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社UCS 保険事業本部 行

※ご記入ください。グループ企業の社員・長時間パート・短時間パートの方に限ります。

フリガナ		社員番号	会社名
お名前			店舗名・部署名
住所	〒		日中のご連絡先 (自宅・携帯・店舗など) (連絡ご希望の時間帯 午前・午後)

【個人情報の取扱い】ご記入いただきましたお客様の個人情報をもとに、お客様に対して、あいおいニッセイ同和損害が取扱う保険商品の販売・サービスの提供、保険契約の維持・管理に利用する場合があります。

③ TELでご請求の場合

**株式会社UCS
保険事業本部**

TEL 0587-24-8204
<受付時間> 平日/AM9:00~PM5:00(土日祝除く)

後日、加入申込票をお送りいたします。

このチラシは団体総合生活補償保険(自転車搭乗中等のみ補償特約セットプラン)の概要を記載したものです。ご加入にあたっては必ず商品パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。

お問い合わせは
こちらまで

【取扱代理店】
株式会社 UCS 保険事業本部
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
TEL:0587-24-8204 FAX:0587-24-8240
営業時間:平日9:00~17:00

【引受保険会社】
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート16階
担当課:名古屋企業営業第二部営業課
TEL:052-563-9437